

# 規制影響分析書

平成22年3月

規制の名称	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等	
主管部局・課室	職業安定局需給調整事業課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
個別目標	2	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

労働者派遣法違反に係る指導監督件数は年々増加しているが、当該件数に占める指導率は特に派遣先において高まっていることから、派遣先の法令遵守の徹底をさらに強力に図っていく必要がある。また、違法派遣の是正に当たって労働者派遣の受入れをやめるとした場合、当該派遣労働者が職を失うおそれがあり、労働者保護にも資する形での違法是正を図る必要がある。

現状・問題分析に関連する指標						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	指導監督件数	4,563	6,068	9,776	10,163	11,666
2	1のうち、文書指導実施件数	2,337	3,620	6,281	6,524	6,506
3	2のうち、派遣先に係る件数	124	420	603	778	1,056

(調査名・資料出所、備考)  
職業安定局需給調整事業課において集計したものである。また、1及び2の指標の件数は、派遣元、派遣先、請負事業者及び発注者に対するものを合計した件数である。

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
<p>適用除外業務への派遣受入れ等の違法派遣において、その是正が派遣労働者の不利益とならないよう、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなすものとする(以下「申し込みみなし」という。)措置を講ずる。併せて、規定の履行確保のため、みなされた労働契約の申込みを派遣労働者が受諾したにもかかわらず、当該派遣労働者を就労させない派遣先に対する行政の勧告制度を設ける。</p> <p>また、派遣先に対する現行の法違反の是正等に係る勧告については、指導・助言の前置を要するため、例えば派遣先が法違反を繰り返したとしても、迅速に行政措置を加えることができない等の問題がある。このため、当該勧告の規定について、指導・助言の前置を要しないこととし、これにより派遣先の法令遵守担保措置の強化を図ることとする。</p>
根拠条文
今回の改正法で以下のとおり規定する予定。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
第40条の6、第40条の7、第40条の8、第49条の2

### 3. 便益及び費用の分析

#### (1) 期待される便益

【派遣労働者への便益】(便益分類：A)

派遣先の法違反等に対して迅速、的確な対処が可能となり、申し込みみなしにより、派遣労働者の実質的な雇用を確保しつつ違法派遣を是正することとなることから、労働者保護に資する。

【社会的便益】(便益分類：A)

違法派遣を行った派遣先に対して派遣労働者の保護にも資する形で一定のペナルティを科すことにより、派遣先による違法派遣の防止の実効性が確保できる。また、派遣先の法違反に対する勧告については、指導・助言の前置を要しないため、迅速、的確な対処が可能となり、労働者派遣事業の適正な運営の確保に資する。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

#### (2) 想定される費用

【遵守費用】(費用分類：C)

法違反等がなければ、勧告の対象とはならない。申し込みみなしにより、派遣労働者を直接雇用することとなった場合は、派遣先に当該雇入れのための費用が必要となる。

【行政費用】(費用分類：C)

申し込みみなしの実効性を担保するための派遣先に対する勧告については行政に費用が発生するが、申し込みみなしそのものについては、行政の費用は発生しない。

【その他の社会的費用】(費用分類：C)

違法派遣を行ったとされる派遣先が、法違反について認めない等、当該事由について争う場合は、裁判費用等が発生する。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

#### (3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

違法な労働者派遣に係る派遣労働者の雇用が失われることなく、法違反を是正することができ、労働者保護に資するという便益に比べ、遵守費用は小さいと考えられることから、適切な規制であると考えられる。

### 4. 代替案との比較考量

#### (1) 想定される代替案

派遣先が違法派遣を行った場合には、派遣先と派遣労働者の間に労働契約が成立したとみなす制度を設ける。

#### (2) 代替案の便益及び費用の分析

##### ①期待される便益

【派遣労働者への便益】(便益分類：A)

違法派遣を行った派遣先に対する規制が強化されることで、派遣先の法令遵守が図られることから、派遣労働者の保護が期待される。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

##### ②想定される費用

【遵守費用】(費用分類：C)

違法派遣を行った派遣先に派遣されていた派遣労働者が、当該派遣先に直接雇用されることを望まない場合であっても、当該派遣労働者の意思に関係なく強制的に労働契約が成立する。また、複数の違法があった場合に、複数の労働契約が成立する。

【行政費用】(費用分類：B)

派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。

【その他の社会的費用】(費用分類：B)

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

### ③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

新設する規制も代替案も、派遣先に対する法違反の抑止につながるが、代替案では、法違反の是正が派遣労働者の意思に沿わない結果となるおそれがあること等から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

○ 労働政策審議会答申「今後の労働者派遣制度の在り方について」（平成21年12月28日）において以下のとおり報告されている。

### I. 労働者派遣法の改正法案に盛り込むべき事項

政府が次期通常国会に労働者派遣法の改正法案を提出するに当たっては、昨年11月に第170回臨時国会に提出した法案（以下「20年法案」という。）の内容に、下記の各事項に示した内容を追加・変更した内容の法案とすることが適当である。

#### 6 違法派遣の場合における直接雇用の促進

(1) 違法派遣の場合、派遣労働者の希望を踏まえつつ雇用の安定が図られるよう、派遣先が、以下の違法派遣について違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、違法な状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設けることが適当である。

① 禁止業務への派遣受入

② 無許可・無届の派遣元からの派遣受入れ

③ 期間制限を超えての派遣受入れ

④ いわゆる偽装請負（労働者派遣法の義務を免れることを目的として、労働者派遣契約を締結せずに派遣労働者を受け入れること）の場合

⑤ 1（登録型派遣の原則禁止）に違反して、常用雇用する労働者でない者を派遣労働者として受入れ

(2) (1)の規定の履行確保のため、通常の民事訴訟等に加え、(1)によりみなされた労働契約の申込みを派遣労働者が受諾したにもかかわらず、当該派遣労働者を就労させない派遣先に対する行政の勧告制度を設けることが適当である。

○ 民主党、社会民主党、国民新党による「連立政権樹立に当たっての政策合意」（21年9月9日）において、以下についての合意がなされている。

#### 6. 雇用対策の強化－労働者派遣法の抜本改正－

○ 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。

○ 労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」（平成20年9月24日）において以下のとおり報告されている。

### II 具体的措置について

#### 6 法令違反等に対処するための仕組みの強化について

(2) 派遣先の法違反に対する是正措置の強化

勧告・公表に係る指導前置を廃止し、法違反を繰り返すなどの悪質な派遣先に対しては、より強力な是正措置を発動できるようにすることが適当である。

(3) 労働者派遣事業の許可要件・欠格事由

許可取消しの手続が開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人等の役員が別の法人を設立して許可をとること等により、派遣元事業主が処分を逃れることのないよう、欠格事由に関する規定を整備することが適当である。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法案の附則において、この法律の施行後3年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。